

# 減災のための目標(案)について

# 肱川の主な特徴

## 地形の特徴

- ① 中流部の大洲盆地に川が集まっている。(手のひらのように洪水が集中しやすい地形)
- ② 河床勾配が非常に緩い。(洪水が流れにくい地形)
- ③ 大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがない。(洪水が吐けにくい地形)

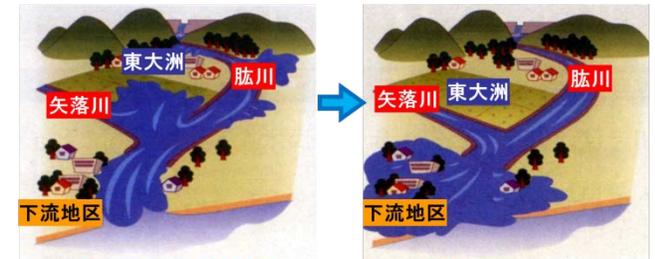
## 整備の特徴

### ① 上下流バランスを保ちながらの堤防整備

下流への負担を軽減するため、堤防高を抑えた堤防整備で遊水機能を課している。河口部における平地の狭隘区間においては、地域の負担を軽減するため、宅地の嵩上げを行う改修方式を採用している。

### ② 上流での洪水調節施設整備

洪水量を調節し、全川にわたり水位低下を図る。



大洪水では、上流も下流も洪水があふれます。

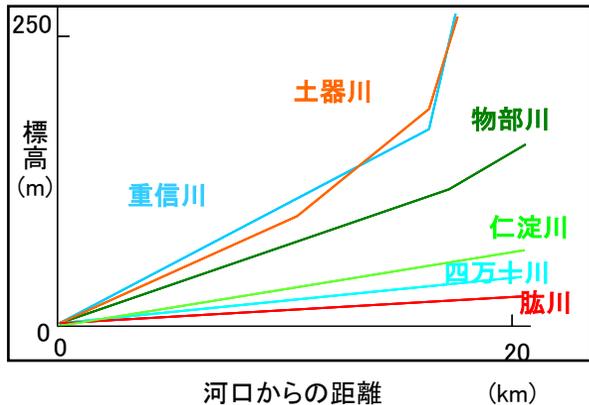
上流から整備すると、下流で洪水がより多くあふれます。

# 減災のための目標(案)



○下流は山が両岸から迫り  
洪水が吐けにくい地形

○利根川の河床勾配は非常に緩やか  
洪水が流れにくい地形



# 減災のための目標(案)

- 肱川流域は、手のひらのように洪水が集中しやすい、流れにくい、吐けにくい等の地形の特徴
- 肱川では、上下流バランスを保ちつつ堤防整備を実施しているため、一部高さを抑え、計画堤防高に満たない堤防が存在している状況。
- 特に東大洲地区では平成5年に「八幡浜・大洲地方拠点都市」に指定され、商業・産業が集積。
- 平成16年、平成17年では、計画堤防高に満たない堤防を越流し、二線堤も越流したため、南予地方の拠点である東大洲地区に大規模な浸水被害をもたらした。
- 東大洲地区には、基幹交通、緊急輸送路である国道56号があり、災害復旧に対して早期の道路機能の回復が必要となる。
- 西大洲地区には、防災拠点となる市役所をはじめ消防署があり、防災機能を維持する等の取り組みが必要となる。



逃げ遅れゼロ

肱川からの越流氾濫や支川からの溢水氾濫を考慮し、命を守る行動として水害から逃げる。



社会経済被害の最小化

既に起こった水害から迅速な排水活動を実施し、基幹交通である国道56号の道路機能を早期に回復させるとともに防災機能を維持する等の取り組みを行い、早期に日常生活を取り戻す。



# 減災のための目標(案)

## ■5年間で達成すべき目標(事務局案)

手のひらのように洪水が集中しやすい地形の特徴を踏まえ、肱川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す。

※手のひらのように洪水が集中しやすい地形の特徴…支川が多く洪水が集中しやすい、流れにくい、吐けにくい地形

※大規模水害…当初は昭和18年7月洪水と同等程度の水害(年超過確率1/100の規模の水害)とするが、次段階は想定最大規模の水害とする。

※逃げ遅れゼロ…ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して安全な場所へ逃げ切ることができる状態。

## ■目標達成に向けた3本柱の取組

河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

(1)円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

(2)洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組み

(3)社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

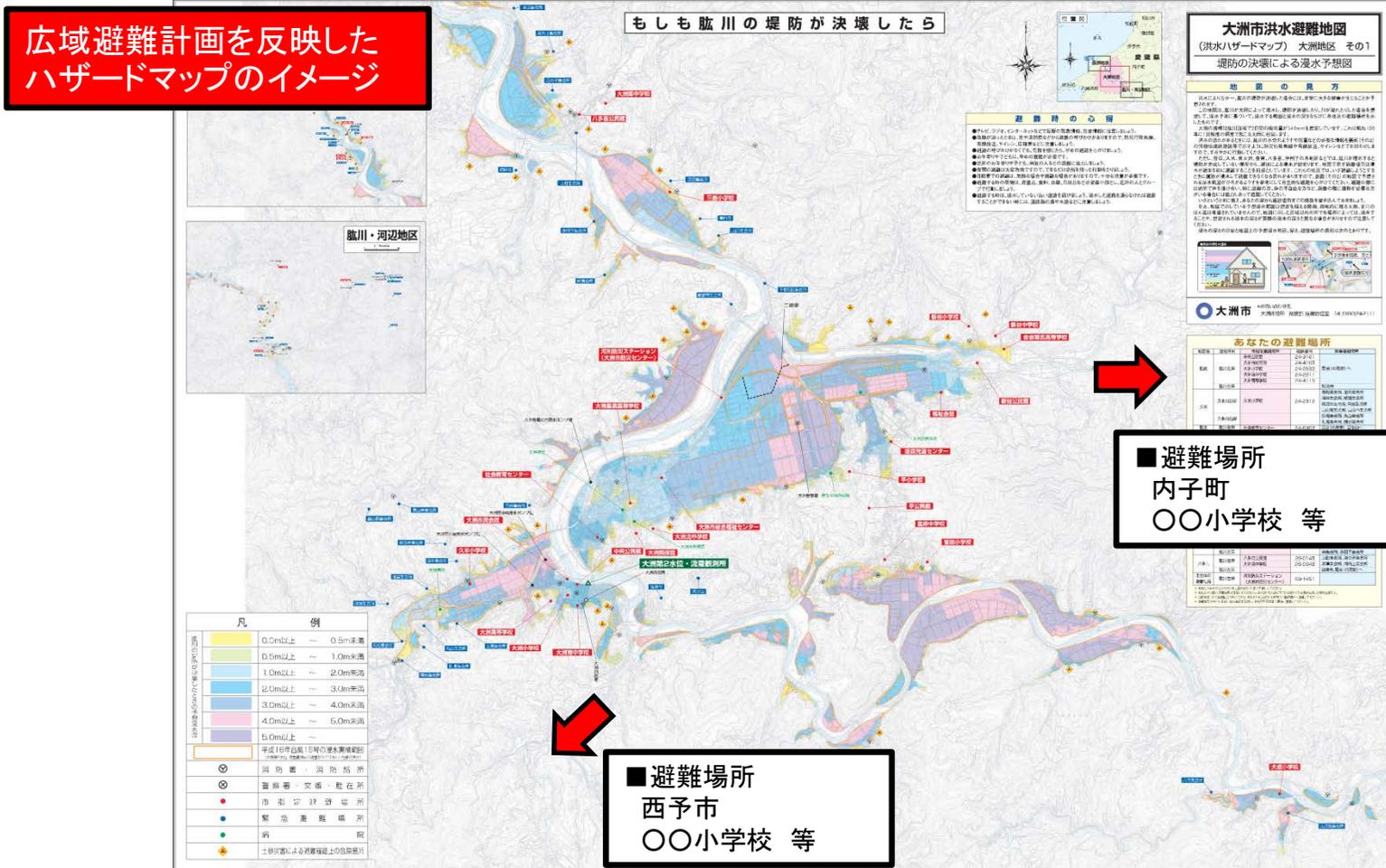
## 目標達成に向けた主な取組内容(案)

※今後、目標達成に向けた取組事項を協議するが、現時点で想定される主な取組内容を挙げることとする。

# (1) 避難行動の取り組み内容

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・広域避難計画やタイムラインの精度向上、避難所の再設定 など



# (1) 避難行動の取り組み内容

## ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・首長も参加した出水時の対応を確認するセミナー及び洪水リスクが高い区間についての共同点検や小中学生を対象とした水防災教育の実施など



首長も参加した緊急避難行動を促すセミナーを実施(H27.10.19)

# (1) 避難行動の取り組み内容

## ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・無堤地区における堤防整備の推進やPC・スマートフォンなどでの画像配信 など



大洲河川国道事務所HPでの飯川の画像配信

スマートフォンでも  
画像配信予定

## (2) 水防活動等の取り組み内容

### ① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・水害リスクの高い箇所共同点検や関係機関が連携した水防訓練の実施 など



水防団、住民との共同点検を実施  
(H27.10.28)



関係機関が連携した水防訓練の実施  
(H27.4.19)

## (2) 水防活動等の取り組み内容

- ② 要配慮者施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する事項  
・要配慮者施設における避難計画策定の促進及び訓練の実施 など



本館玄関への止水板設置状況(設置前)  
出典)ヒアリングによる(H21.9.16)



本館玄関への止水板設置状況(設置後)

大洲記念病院の浸水対策

(出典：中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告)



防水扉の状況①



防水扉の状況②

大洲市にある**介護老人保健施設を併設する病院**では、平成7年の浸水で断水や停電、医療機器の被害等を受けたことを教訓に、自家発電機や送水ポンプを2階に設置する等の対策を実施。

その為、平成16年8月の台風16号においては、施設1階が床上浸水したものの、**断水や停電は発生しなかった**。また、**入所者の居室は浸水しない3階以上**のため、職員は**事前に移動可能な医療機器のみを2階へ移動**し、その後、平成16年以降に、移動できないレントゲン等の医療機器の浸水対策として止水板や防水扉を設置した。

## (2) 水防活動等の取り組み内容

### ② 要配慮者施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する事項 ・要配慮者施設における避難計画策定の促進及び訓練の実施 など

#### 第 21 節 要配慮者の支援対策

市、県及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当と福祉担当等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、市は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。  
なお、具体的な支援策等については、本節に定める内容のほか、「災害時要配慮者支援プラン」に基づくものとする。

#### 1 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号において規定されており、高齢者、障がい者、乳幼児等其他に配慮を要する者を用いる。

#### 2 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第 49 条の 10 において規定されており、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要するものを用いる。

#### 3 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当と福祉担当等との連携の下、平常時より避難行動要支援者の避難の支援、安否確認等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の対象者は、災害時要配慮者支援プランに記載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものととなり、定期的に更新する。

(3) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、移送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

#### 4 緊急連絡体制の整備

市は、災害に関する予報や警報等の通知を受けたとき、地域防災計画の定めるところにより、避難勧告等の発令の情報を防災無線等の手段により、迅速に伝達するとともに、自主防災組織及び関係機関等と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを策定する。

#### 5 避難支援等関係者の対応及び安全確保

(1) 避難支援者とは、災害時要配慮者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行う人である。

(2) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

(3) 避難支援等関係者の安全の確保は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っており、避難方法を決定していくことが必要となる。避難支援等関係者は、ボランティア精神に基づき行うもので、災害時要配慮者の避難支援の実施に関して責任を負うものではない。

#### 6 避難体制等の確立

市は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

資料編・福祉避難所一覧 p.185

#### 7 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### 8 社会福祉施設等管理者の活動

##### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、勤員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

##### (2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

##### (3) 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行う。

##### (4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

#### ○浸水想定区域内にある要配慮者関連施設一覧

番号	地区	施設の種類	施設名
1	肱南	特別養護老人ホーム	とみす寮
2	肱南	保育園	肱南保育所
3	肱南	保育園	大洲保育所
4	肱南	幼稚園	大洲幼稚園
5	肱南	児童館	大洲児童館
6	久米	認知症対応型共同生活介護	グループホームやすらぎの家
7	久米	幼稚園	久米幼稚園
8	肱北	特定施設入居者生活介護	ウエルフェア大洲
9	肱北	障害者共同生活援助	グループホームのぞみ
10	肱北	保育園	喜多保育所
11	若宮	福祉センター	大洲市総合福祉センター
12	若宮	幼稚園	喜多幼稚園
13	若宮	保育園	肱北保育所
14	五郎	保育園	五郎保育所
15	平	老人保健施設	フレンド
16	平	老人保健施設	ひまわり
17	平	認知症対応型共同生活介護	グループホーム銀河
18	三善	認知症対応型共同生活介護	グループホームはるか
19	三善	保育園	三善保育所

出典：大洲市地域防災計画 資料編 平成27年3月  
大洲市防災会議 P.185

### (3) 排水活動及び施設運用の取り組み内容

- ・関係機関と連携した排水訓練の実施 など



排水ポンプ車訓練を実施

### (3) 排水活動及び施設運用の取り組み内容

#### ・ダムの危機管理型の運用方法の検討

下流の被害を軽減するために、貯留量を増やして容量を有効に活用する操作(特別防災操作)の実施判断ルールなど危機管理型の運用方法について検討する。



野村ダム



鹿野川ダム

## 今後のスケジュール(案)

# 今後のスケジュール(案)

## H28.3.18 第1回 協議会

- ・ 規約の制定
- ・ 目標の設定

- ・ 第1回 幹事会  
現状の取組状況の共有  
今後の取組(案)の報告
- ・ 第2回 幹事会  
取組方針(案)の報告

## H28.5 (予定) 第2回 協議会

- ・ 年超過確率1/100規模の水害に対する今後の取組方針の決定

- ・ 第3回 幹事会  
現状の取組状況の共有  
今後の取組(案)の報告
- ・ 第4回 幹事会  
取組方針(案)の報告

## H28.8 (予定) 第3回 協議会

- ・ 想定最大規模の水害に対する今後の取組方針の決定

- ・ 第5回 幹事会  
現状の取組状況の共有

## H29以降 毎年出水期迄 協議会

- ・ 取組状況の報告